

業務指示書

イラン国電力分野における情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年3月2日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第二課 真野 修平 Mano.Shuhei@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年3月7日 までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：電力分野における各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／火力発電整備）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：火力発電整備に関する業務
- 2) 対象国又は同類似地域：イラン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 電力系統計画】

- 1) 類似業務の経験：電力系統計画に関する業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 資金協力／対外借入法制度分析】

- 1) 類似業務の経験：有償資金協力に関する業務
- 2) 対象国又は同類似地域：イラン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年3月11日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- (○) 本業務における直接人件費単価は2016年度単価を上限とします。

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(IRR1 = 0.003 円, US\$1 = 118.74 円, EUR1 = 129.55 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

- (1) 実施時期： ～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所： JICA本部（麹町） 会議室
- (3) 実施方法：
- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)
- () 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。
- a) テレビ会議システム
ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)
インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。
注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。
- c) 電話会議
上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／火力発電整備
電力系統計画
資金協力／対外借入法制度分析

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

12.67 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年3月28日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
イラン国電力分野における情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／火力発電整備	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 電力系統計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 資金協力／対外借入法制度分析	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

イランは、世界1位の天然ガス及び同第4位の石油埋蔵量を誇る世界有数の産油・産ガス国である。非常に安価な電力料金のもと、エネルギー需要は都市部を中心に毎年増加し続けている。他方、同国の核開発疑惑等に端を発する経済制裁の影響等により、老朽化した電力関連設備が使用され続けている。また十分な環境対策がなされないまま運用されており、大気汚染も深刻な問題となっている。

イラン政府は電力の効率的な利用に取り組んでおり、「第5次五ヶ年計画」では、エネルギーの効率利用や再生可能エネルギーの導入目標及び環境汚染対策に係る政策が含まれている。また、2015年に策定予定の「第6次五ヶ年計画」でも、より一層のエネルギーの効率的利用の促進及び環境対策に係る施策が盛り込まれる予定である。

イランの核開発疑惑を巡っては、2015年7月14日に同国とEU3+3（英、独、仏、米、露、中）の間で結ばれた合意文書（JCPOA）において、イランが自国の核開発を平和目的に限定する代わりに、欧米諸国・国連が科している経済制裁を解除（ないし停止）することが定められた。その後2016年1月16日、欧米諸国、国連が科していた関連する経済制裁が解除（ないし停止）された。日本政府も、国連決議に基づいて1月22日に関連する経済制裁を解除した。

イランにおいては、これらの制裁解除を契機として、欧米諸国政府及び企業との関係再構築を深めつつ、老朽化したエネルギー・電力関連設備の更新・増強や環境対策の強化を急速に進めていくと考えられる。また、エネルギーの効率的利用等の観点において、かつて本邦企業が電力関連設備整備に関与した発電所・変電所等にかかる改修等の支援ニーズが高い旨、同国政府からも説明を受けている。これらの状況を踏まえ、今後同分野にかかるJICAの支援事業形成促進の観点から、同国電力分野における現状の課題や支援ニーズを特定すべく具体的な情報収集と分析を早急を実施することが求められている。

2. 業務の目的

本調査は、イラン政府が準備中の発電・変電施設の改修・新設計画の確認、レビューと我が国支援策の検討、ソフト面に関する運営・維持管理の課題把握とその改善に資する対策、関連情報を取り纏めることを目的とする。また、かつて本邦企業が納入した電力設備の改修・増強計画に関する支援ニーズの確認、検討を行うとともに、当該設備の運用効率の改善に寄与する支援策の検討も行う。更に、有償資金協力の支援を想定し、イラン国内の意思決定メカニズムや法制度（調達ルールや対外借り入れに関する制度）などの基礎情報の収集を行う。

3. 対象地域

イラン全域（特にかつて本邦企業が電力関連設備整備に関与した発電所・変電所等を含む地域）

4. 関係機関

エネルギー省、イラン送変電公社、イラン発電公社、テヘラン地域電力公社等

5. 業務の範囲

本調査は、「2. 業務の目的」を達成するため、「4.関係機関」に記載されたイラン関係機関と十分な意見交換を行いながら「6. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ「7. 業務の内容」に示す内容の調査を行い、「8. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

6. 実施方針及び留意事項

(1) 調査実施方針

本調査は、短い現地調査期間の中で、本邦企業がかつて施設整備に関与した発電所等を軸として、イラン国内における発電、変電、送配電の整備状況、将来計画を把握・分析し、今後の電力関連施設の改修・新規開発事業に関する支援ニーズ、支援策を検討するための幅広い情報収集及び計画策定支援が求められる。については、事前の国内準備作業期間において、既存資料の確認・分析、及びイラン側との事前確認及び調整を適宜実施し、調査・協議方針を整理した上で現地調査に臨むこと。各現地調査の大まかな方向は以下のとおり。なお、JICAの今後の協力の方向性をできる限り早く示す必要があるため、第2次の調査は、できる限り前倒しして実施することが望ましい。従って、プロポーザルでは前倒しでの調査が可能であれば記載すること。

- 第1次（30日程度）：イラン関係機関とのキックオフ、調査対象地域における電力関連施設整備計画の必要性と背景の確認、及び、有償資金協力による支援を想定した際に関連するイランの各種制度についての基礎情報（イランにおける対外借り入れに関する法制度、公共調達制度、環境社会配慮に関する制度、金融システム（送金、決済）等）の収集。
- 第2次（30日程度）：調査対象地域における電力関連施設整備計画に関する JICA の支援計画について、インテリム・レポートに反映すべき暫定案の策定及びソフト面に係る運営・維持管理等に関わる改善策の検討と提案、及び有償資金協力による支援を想定した際の、イランの制度上の課題に関する引き続きの基礎情報の収集と対応策のイラン関係機関に対する提案。
- 第3次（各10日程度）：調査対象地域における電力関連施設整備計画に関する JICA の支援策及びソフト面に係る運営・維持管理等に関わる改善策の引き続きの検討と提案、及び有償資金協力による支援を想定した際の、引き続きの基礎情報の収集と対応策の精度の向上。
- 第4次（10日程度）：調査対象地域における電力関連施設整備計画に関する JICA の支援策及びソフト面に係る運営・維持管理等に関わる改善策の引き続きの検討と

提案、及び有償資金協力による支援を想定した際の、引き続きの基礎情報の収集と対応策の精度の向上、また、それらを含めたドラフト・ファイナル・レポートの内容に関する先方との協議

(2) 調査の対象範囲

本調査では発電、変電、送配電を調査対象とする。但し、(環境対策設備も含む) 発電を最重視し、変電についても具体的な支援策を検討、送配電については概況を調べる。

(3) JICA 協力実績及びイランの電力分野の現状を踏まえた調査

業務指示書「第3 業務実施上の条件」「4. 参考資料」に示すこれまでのイランの電力分野における JICA の協力案件及び調査の実績(その成果、教訓、課題)、またイラン電力分野の現状、社会状況等を事前に把握した上で、調査を実施すること。

(4) 中立性・公平性の確保と本邦関心企業に係る情報収集

イランでは過去電力分野で活動していた実績のある本邦企業が多数あり、今次の経済制裁解除(ないし停止)を機に、進出を希望する企業も多数存在する。そのため、調査実施に際しては電力事業経験に根差した技術的・専門的見地からの分析・検討・考察を行うこととし、特定利益の誘導を生じさせることがないように団員構成に十分留意するとともに、調査の対象・プロセス・結果等における対外的な中立性・公平性の確保に十分留意すること。その上で、各関心企業の動向にも留意しつつ、関連する情報(事業計画、進出上の課題の課題等)を収集すること。

(5) 便宜供与等

本調査は先方政府からの公式要請に基づくものではなく、JICA の情報収集として実施するものであるため、同国政府からの便宜供与は限定される(現在は現地調査中のミーティング場所の提供のみを想定)。本調査実施にあたり、コンサルタントは自社の経験を活かして調査を遂行することが求められるが、円滑な調査実施のため、JICA より各関係機関に対し、調査スケジュール通知と調査への協力依頼及び初回のアポイント取り付け支援等のサポート、面談等への同行を予定している。

なお、調査開始に当たっては、インセプション・レポート及びパワーポイントを用いた概要説明資料(英語。必要に応じてペルシア語)を作成し、本調査の目的、意義、便宜供与依頼事項等を先方に丁寧に説明したうえで、協力を求めること。

7. 業務の内容

コンサルタントは、本邦における既存資料の収集・整理・分析、現地における電力セクター政府関係者からの情報・資料収集や聞き取りを通じて、(1)～(9)に示す工程で調査・分析する。本調査の結果は、イラン政府が準備中の発電・変電等電力関連施設の改修・新設計画の確認、レビュー及び我が国支援策の検討、またソフト面での運営・維持管理を支

援するための情報を取り纏めることを目的としているため、進捗状況に応じ途中経過を JICA へ報告し、意見交換をしながら検討を進めていくことが求められる。具体的には、少なくとも以下の時点において必ず JICA と会議を行い、当該時点以降の調査の方向性について検討を行う。また、各種調査報告書に含まれる提言には、本調査終了後に JICA がフォローアップすべき事項を網羅すること。

- (ア) インセプション・レポート作成時 (2016 年 4 月下旬)
- (イ) 第 1 次現地調査実施後 (2016 年 6 月中旬)
- (ウ) 第 2 次現地調査実施後 (2016 年 7 月下旬)
- (エ) 第 3 次現地調査実施後 (2016 年 9 月下旬)
- (オ) 第 4 次現地調査実施後 (2016 年 11 月下旬)

国内作業及び現地調査の具体的なスケジュール及び内容は以下の通り。

(1) 第 1 次国内作業 (2016 年 4 月中旬～4 月下旬)

(ア) 既存資料を確認・分析の上、第 1 次現地調査における調査項目につき整理する。対象地域の下記項目に関し、「6. 実施方針及び留意事項 (3) JICA 協力実績及びイランの電力分野の現状を踏まえた調査」にて示された、JICA が共有する資料を含む既往の調査報告書等の確認を行い、現地調査での作業内容を把握する。

- 1) 地理・地形
- 2) 経済・産業
- 3) 自然
- 4) 社会状況 (人口動向・増減の可能性、住民構成等)
- 5) 開発プロジェクトの政府承認に係る制度の確認 (国内手続き、関係機関の業務分掌等)
- 6) 本件に影響を与える可能性のある外部条件等の抽出

(イ) 電力分野での進出に関心のある本邦企業に対するヒアリングを行い、事業の計画や進出上の課題について情報収集を行う。

(ウ) 必要に応じてイラン政府関係機関 (第 2 業務の目的・内容に関する事項 4. 関係機関に記載されている機関。以下、同様) 等への質問票を作成し、事前配布する。

(エ) インセプション・レポート (現地調査実施計画) 及び概要説明資料を作成し、JICA への説明を実施する。

(2) 第 1 次現地調査 (2016 年 5 月中旬～6 月中旬)

調査対象地域において次の業務を行う。

(ア) インセプション・レポート及び概要説明資料について、イラン政府関係機関に説明する。

(イ) (1)ウについて、質問票を配布していた場合には配布先から回収・分析する。

(ウ) 対象地域の発電・変電・送配電開発計画を入手し、レビューする。

(エ)対象地域の既設発電・変電・送配電の整備計画・整備実施状況について以下を確認する。

- 1) 発電・変電・送配電施設整備方針・計画・実施状況（電力需要の現状と将来予測を含む）
- 2) 料金体系、料金徴収状況、補助金、民間資金導入の有無、民営化方針の確認

(オ)対象サイトを踏査し、既設発電・変電設備の具体的運用状況を確認する。

- 1) 発電施設の種類、規模（発電能力等）、整備時期、老朽化及び施設の更新状況
- 2) 変電施設の整備状況、整備時期、老朽化及び施設の更新状況

(カ)対象サイトを踏査し、発電・変電設備の運営・維持管理体制等を確認する。

- 1) 発電・変電施設運営・維持管理計画の現状
- 2) 発電・変電の運営実績・経験
- 3) 施設運転・維持管理のための組織体制・技術力の有無（市中の請負業者の能力を含む）
- 4) 国・対象地域の県・市の役割分担等の現状（制度及び人員体制等）
- 5) 事業体の財務状況・予算状況等

(キ)対象地域の発電・変電整備に関する他国の民間企業及び他機関（開発金融機関、輸出信用機関、貿易保険機関等）の支援状況を確認する。

(ク)イラン国内における投資案件の意思決定メカニズムや各種制度（公共調達制度や対外借り入れに関する制度、環境社会配慮に関する制度、金融システム（送金、決済）等）について、基礎情報を収集する。

(ケ)上記（ア）～（ク）について、イラン政府関係機関との協議結果を取りまとめ、今後の調査工程を提示する。

(コ)現地調査内容について先方関係機関と協議を行い、結果を取りまとめる。

(3) 第2次国内作業（2016年6月中旬～6月下旬）

(ア)第1回現地調査結果をJICAに対して説明する。

(イ)第1回現地調査の結果を踏まえ、以下の点を分析、検討する。

- 1) 対象地域の電力の需要予測
- 2) セクター全体の整備計画（資金ニーズの精査・分析を含む）
- 3) 発電・変電におけるセクターイシュー（料金体系、民営化方針等）
- 4) 施設運転・維持管理のための組織体制整備・技術力強化方針等
- 5) 今後整備が必要な施設整備計画（資金ニーズの精査・分析も含む）
- 6) 計画実現に必要なコンサルティング・サービスのM/Mスケジュール、TOR案
- 7) 発電・変電経営・管理方針（料金体系、料金徴収方針等）、実施計画
- 8) 施設運転・維持管理のための組織体制整備・技術力強化方針等

9) 同計画にかかる環境影響等の検討

10) 本邦企業が強みとする技術の検討

(ウ) イラン側の制度を前提に、有償資金協力による支援の実施上の課題を分析し、対応策案を策定する。その際、現在解除（ないし停止）されている経済制裁の復活（snap back）を考慮した形で分析する。

(エ) (ア)～(ウ)を踏まえインテリム・レポート案を作成する。（必要な追加情報があればイラン側に質問票等の送付を行い、必要情報の提供を要請する。）

(オ) JICAにインテリム・レポート案と第2回現地調査方針を説明・協議する。

(4) 第2次現地調査（2016年6月下旬～7月下旬）

調査対象地域において次の業務を行う。

(ア) 対象地域におけるイラン側の発電・変電整備計画のレビュー結果と、それを踏まえたJICAの支援策にかかる方向性を、以下の観点からイラン政府関係機関に説明・協議する。

- 1) 発電・変電整備計画（発電施設・システム・施設の整備内容・規模・時期・方式等）。
- 2) 有償資金協力での支援を想定した場合における、調達手続き含めた整備計画実現までのスケジュール
- 3) 計画実現に必要なコンサルティング・サービスのM/Mスケジュール、TOR案
- 4) 計画の整合性（計画内容と既存施設との役割分担）
- 5) 計画完成による定量的・定性的効果（計画完成後約2年を目途）
- 6) 本邦企業が強みとする技術の紹介と導入の有効性
- 7) 環境社会配慮に関する対応方針

(イ) イラン国内における投資案件の意思決定メカニズムや各種制度（公共調達制度や対外借り入れに関する制度、環境社会配慮に関する制度、金融システム（送金、決済）等）について、第1回現地調査で確認できなかった情報を引き続き収集するとともに、協力実施に向けた課題への対応策をイラン関係機関へ提案する。

(ウ) 有償資金協力に関する各種制度（環境社会配慮、調達ガイドライン、ディスバース、返済等）について、イラン側関係機関に説明し先方の理解促進を図るとともに、イランで有償資金協力を実施する際の課題を洗い出し、その対応策を先方関係機関に提案する。なお、具体的な説明方法については、JICAに適時相談すること。

(エ) (ア)～(ウ)について、必要に応じ代替案の比較検討及びリスク分析/妥当性検証を行う。

(オ) 上記(ア)～(エ)について、イラン政府関係機関との協議結果を取りまとめ、今後の調査工程を提示する。

(カ) (ア)～(オ)の結果を加筆したインテリム・レポート案について先方関係機関と協議を行い、結果を取りまとめる。

(5) 第3次国内作業（2016年8月中旬～8月下旬）

- (ア) 第2次現地調査の結果を踏まえ、調査精度向上のため、必要に応じメール及び電話にてイラン政府関係機関との協議を継続する。
- (イ) これまでの調査結果、特に今後電力分野における具体的な新規開発事業の実施方法（規模・サイト等）についてインテリム・レポートにまとめ、JICAに説明の上、今後の調査方針につき協議を実施する。
- (ウ) 第2次現地調査を踏まえ、有償資金協力による支援を想定し、実施上の課題の整理と対応策の精度向上を図る。
- (エ) 第3次現地調査における調査項目につき整理する。

(6) 第3次現地調査（2016年9月上旬～9月中旬）

- (ア) 第1次、第2次調査を通じて先方のニーズが高いと判断される発電・変電分野の整備計画につき、その内容、精度等に関する情報を取り纏める。
- (イ) 有償資金協力による支援を想定し、実施上の課題の整理と対応策の精度向上を図る。
- (ウ) イラン政府関係機関との協議を開催し、インテリム・レポートに関し、情報の整合性及び内容につき協議を実施し、ドラフト・ファイナル・レポートに盛り込むべき内容につき確認する。

(7) 第4次国内作業（2016年10月中旬～10月下旬）

- (ア) 第3次現地調査の結果を踏まえ、調査精度向上のため、必要に応じイラン政府関係機関との協議を継続する。
- (イ) これまでの調査結果をふまえ、電力分野における具体的な協力内容についてドラフト・ファイナル・レポートにまとめ、JICAに説明の上、今後の調査方針につき協議を実施する。

(8) 第4次現地調査（2016年11月上旬～11月中旬）

- (ア) これまでの調査結果をふまえ、電力分野における具体的な協力内容について必要な情報を収集する。
- (イ) ドラフト・ファイナル・レポートの内容に関して先方と協議し、内容の最終化を図る。

(9) 第5次国内作業（2016年12月上旬～12月中旬）

- (ア) 第4次現地調査の結果を踏まえ、調査精度向上のため、必要に応じイラン政府関係機関との協議を継続する。
- (イ) これまでの調査結果をふまえ、電力分野における具体的な協力内容についてファイナル・レポートにまとめ、JICAに説明する。

8. 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は(1)のとおり。なお、本契約における成果品はファイナル・レポートとする。

(1) 調査報告書

(ア) インセプション・レポート (IC/R)

提出時期：2016年4月中旬

部数：英文15部、和文5部

(イ) インテリム・レポート (IT/R)

提出時期：2016年8月下旬

部数：英文15部、和文5部

(ウ) ドラフト・ファイナル・レポート (Df/R)

提出時期：2016年10月下旬

部数：英文15部、和文5部

(エ) ファイナル・レポート (F/R)

提出時期：2016年12月中旬

部数：簡易製本版：英文15部、和文5部

公開用要約：英文5部、和文5部

電子データ（完全版）：10セット

電子データ（公開用要約）：5セット

(2) 報告書作成にあたっての留意点

(ア) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述する。また、英文等の外国語についてもネイティブ・スピーカー等によるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。

(イ) 報告書が特に分冊方式になる場合には、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施す。

(ウ) ファイナル・レポートは製本することとし、その他の報告書等は簡易製本（表紙なし/ホチキス止め可）とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照することとする。

(エ) 本調査の調査報告書は原則として公開予定であるが、非公開とすべき情報を含む場合は、JICAとの協議のもと、対象となる情報が非公開となる理由について明確にしたうえで当該部分について非公開情報として取り扱うこととする。

(オ) 各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得るものとする。

(カ) イラン政府関係者には英語に堪能でない職員もいることから、各報告書はペルシア語の要約版を作成すること。このために必要となる翻訳費用を見積もりに計上すること。

(3) 収集資料

調査時に収集した資料及びデータは分野別に整理してリストを付した上で JICA に提出すること。

(4) 議事録・写真

調査実施中に行った面談は、議事録にまとめ終了後速やかに（3 日以内が目安）JICA に提出すること。

また、第 1 次及び第 2 次現地調査時には調査した現場を含めて写真を撮影し、JICA と協議の上、30 枚程度を最終調査報告書に添付する。

(5) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し業務従事月報を作成し、監督職員又は分任監督職員に提出する。

第3 業務実施上の条件

1. 調査の工程

調査は2016年4月中旬より開始し、2016年12月下旬の終了を目処とする。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

全体：25.99 M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本調査には、以下に示す各分野の業務従事者が参加することを想定している。業務内容を考慮の上、より適切な構成がある場合は、上記業務量の範囲内で明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

なお、団員（ア）及び（ウ）は全ての現地調査に参加することとする。

(ア) 総括／火力発電整備（2号）

(イ) 電力系統計画（3号）

(ウ) 資金協力／対外借入法制度分析（2号）

(エ) 変電設備

(オ) 組織体制／維持管理計画／財務計画

(カ) 環境社会配慮（1）

(キ) 調達・施工計画／環境社会配慮（2）

(3) 通訳／翻訳

本業務には現地傭人による通訳／翻訳（英語-ペルシア語）を参加させることが出来る（各次現地業務結果概要のペルシア語版作成業務を含む。）。

(4) JICA 職員の同行

本調査には時宜に合わせて本部から JICA 職員が同行することもある。

3. 便宜供与

JICA から、現地調査冒頭に実施するエネルギー省等との協議に係るアポイントメントの取り付けを行う。

4. 参考資料

(1) 公開資料

- (ア)イラン・イスラム共和国 政府系ビルの ESCO 導入に係るパイロット事業実施プロジェクト詳細計画策定調査報告書
- (イ)イラン・イスラム共和国 省エネルギー推進プロジェクト終了時評価報告書
(以上 2 点は JICA 図書館 (<https://libportal.jica.go.jp/fmi/xsl/library/public/Index.html>)にてダウンロード可能。)
- (ウ)ELECTRIC POWER INDUSTRY IN IRAN (2013-2014)
(<http://amar.tavanir.org.ir/en/pages/epii/16.php>)
- (エ)IMF4 条協議
(<http://www.imf.org/external/pubs/cat/longres.aspx?sk=43477.0>)

(2)閲覧資料

- (オ)クリーンエネルギー全体計画策定プロジェクト 詳細計画策定調査報告書(案)
以上 1 点について閲覧を希望する場合は、下記に照会すること。

JICA 中東・欧州部 中東第二課 (担当：水谷)
E-mail: Mizutani.Jinya@jica.go.jp Tel: 03-5226-6874

5. その他特記すべき事項

(1) 先方関係機関への英文 CV 及び公用旅券番号の通知

イランでは公的機関と現地で面談する際、先方政府に対して入国の 1 か月以上前に英文 CV および簡易スケジュール (面談先含む) を、また入国の 2 週間前までに公用旅券番号をそれぞれ提出する必要がある。CV のフォーマットは別途 JICA から指示するが、上記を考慮して調査日程を組むこと。なお公用旅券の取得については下記の URL を参照のこと。

http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000x9ife-att/abr_official_passport.pdf

(2) 「クリーンエネルギー全体計画策定プロジェクト」(開発計画調査型技術協力)との意見交換

現在、イランにおいて標記プロジェクトを開始準備中である。開始時期は未定であるが、同プロジェクト実施コンサルタントとは連絡を密にすること。

(3) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(4) 安全管理対策

JICA イラン事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地調査時の安全確保のため

めの関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、イランの治安状況、移動手段等について緊密に連絡をとり、安全対策について了解をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

以 上